(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1)に掲げるものを除く。)

(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(以下「金属くず等」という。)のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1)に掲げるものを除く。)

ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1)に掲げるものを除く。)

○中部地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十二日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十五号	美濃市大字志摩字中畑三七七番二から同市大字志摩字下西田一五一番二まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ。)	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年一月二十二日

○中国地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十二日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	防府市大字台道字下内山一四七番三から同市大字台道字下内山一五六番一まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ。)	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年一月二十二日

(3)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1)に掲げるものを除く。)

(4)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1)に掲げるものを除く。)

(5)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1)に掲げるものを除く。)

五　申請年月日　平成二十七年十二月十八日

六　縦覧場所

イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

ロ　環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　千葉県環境生活部廃棄物指導課

ニ　市原市環境部環境管理課

国会事項

衆議院

予算送付通知書受領

一月二十日参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成二十七年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十七年度特別会計補正予算(特第1号)

法律公布奏上通知書受領

一月二十日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

地方交付税法の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

議案提出

一月二十日委員長から提出した議案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

議案通知書受領

一月二十日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成二十七年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十七年度特別会計補正予算(特第1号)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

議案撤回

一月二十日議員からの申出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎外六名提出、第百八十九回国会衆法第二三号)

質問書提出

一月二十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日展改革に関する再質問主意書(緒方林太郎提出)

歩きスマホに関する質問主意書(初鹿明博提出)

軽減税率に関する質問主意書(初鹿明博提出)

軽減税率の拡大に関する質問主意書(初鹿明博提出)

大学等における英語授業の外部化に関する質問主意書(阿部知子提出)

議事日程

一月二十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第四号

平成二十八年一月二十一日(木曜日)

午後零時十分開議

第一　公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

参議院

議案付託

一月二十日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

平成二十六年度一般会計歳入歳出決算、平成二十六年度特別会計歳入歳出決算、平成二十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十六年度政府関係機関決算書

平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

決算委員会に付託